

# 校訓 **かしこく やさしく たくましく** **さくらやま**



枕崎市立桜山小学校 12月号  
☎ (72-9883) Fax (72-6956)  
創立149年 建学の心 しんせいはいあい 真誠敬愛

## 叱るべき時はきちんと叱る

校長 松元 伊知郎

12月2日(土曜日)、桜山校区自治公民館連絡協議会交流会が城山センターで開催されました。そこには、校区内の公民館長さんが多数参加されていました。その中のお一人から伺った話です(ここでは、その方をAさんとします)。

Aさんは、県外の中학생や高校生の修学旅行を「民泊」として受け入れています。毎年、国公立大学に合格者を多数出している京都や広島などにある有名私立高校や私立中学校の生徒も来ているとのこと。Aさんは、ふだんの学校生活では経験できないような楽しい活動や貴重な思い出作りのお手伝いをしてくださっています。

しかし、そこには守らなければいけない一定のルールがあります。いい加減な気持ちや行動は厳に慎まなければならないのです。たとえば、畑や海など野外での活動の際に、約束やルールを守れない場合には、大きな声で厳しく叱られるのです。

「ここで民泊している間は、私が君たちの親だ。大切な君たちの命を預かっている。私の言うことを聞かないことは絶対に許さない。」中には家庭で叱られたことのない生徒もいるそうです。でも、こういった生徒にも、Aさんは、なぜ叱ったかその理由をきちんと話し、危ないこと、したらいけないことをしっかりと教えさとしています。

後日談もお聞きしました。厳しく叱られた生徒の中には、卒業後何年か経過して再び枕崎の地を訪れ、かつて民泊した時にお世話になったAさんに会いに来る者もいるとのこと。彼らは、枕崎のリピーターとして成長しているのです。

さて、皆さんはきちんと叱っていますか。最近、わが子をきちんと叱れない親が増えてきたように思います。

子ども同士がけんかをして相手の子だけを非難し、わが子をかばう親も中にはいるようです。冬休みを前にして、叱ることの大切さについて各家庭で、保護者同士で、また地域の中でも、共に考えてみましょう。

賀川豊彦という人物をご存知でしょうか。大正から昭和初期にかけて貧しい人々、恵まれない子どもたちのために生涯を捧げ、「日本のガンジー」と呼ばれ、ノーベル平和賞の候補にも挙げられていた人です。彼は、「子どもの権利」として6つの権利があると訴えていま

た。

- 1 子どもには食べる権利がある。
- 2 子どもには遊ぶ権利がある。
- 3 子どもには寝る権利がある。
- 4 子どもには叱られる権利がある。



賀川は、4番目に「子どもには叱られる権利がある」と言っています。「叱られること」を子どもの権利としてとらえていることに驚きました。(6つの権利のうちの残り2つの権利は、本文の最後に書きます・・・)

誰でも叱られると、いい気持ちはしません。脳の研究をしている人の話では、叱られると不快な気持ちになり、そのことで脳にひずみが出て、後から来る情報をストップさせる働きが生じるとのことです。つまり、叱られるような同じ間違いは犯さないようになるということです。しかし、きちんと叱らないと、また同じ過ちを犯すことになります。

そう言えば自然界の動物のドキュメンタリー番組などでは、愛する子どもを必死で守る親が、時にひどい叱り方をしている場面に出会います。いたる所に命を狙う敵が多く存在する自然界では、少しの失敗が命取りになることが多いのでしょう。そのため親は、子どもを守るために必死で叱っているのです。

ところで教育評論家の中には、「今の親子関係は友達のような関係だ」とか「今の子どもは叱られることが少ない」「叱ることができない親が増えている」とも言っています。かわいがること、愛情をかけることと甘やかすこととは違います。

昔から「一つ叱って、九つほめる」のが子育てのコツとも言われています。子どもをほめることが大切であることは当然です。しかし、それとともに「叱ること」「叱りながら教えること」の教育的意義についても考える必要があるように思います。悪いことをしたり人に迷惑をかけたり、わけもなく人に意地悪をしたりしたらきちんと叱る、それが子どもを立派な大人に成長させるために大切ではないでしょうか。子どもに「叱られる権利」があるのなら、親には「子どもを叱る義務がある」ことを肝に銘じるべきでしょう。

さて、賀川豊彦が挙げた「子どもの6つの権利」の残り2つは何でしょう？

- 5 子どもには夫婦喧嘩をやめてもらう権利がある。
- 6 子どもには親に禁酒を要求する権利がある。

いかがですか？.....

賀川は、子どもは保護の対象であっても、権利の主体ではないとされていた当時(大正から昭和初期の時代)にあっても、臆することなく、「子どもの6つの権利」を唱えていました。それは、単に子どもを守るためではなく、争いや貧困がもたらす結果というものをも彼自身がよく知っており、それを未来に引き継いでいくべきではないという大切なメッセージも込められていたのでしょう。

## 桜っ子のがんばり

### 第2回南さつま「いろは」まごころ短歌大会

特選 1年 今給黎直路 4年 内 結奈 5年 中川路芽衣  
入選 3年 今給黎柁宗 3年 上迫 輝智  
6年 上園倫太郎 6年 畑野 輝

### 平成29年度 第8回「税に関する絵はがきコンクール」

優秀賞 6年 城森 乃愛 入選 5年 福元 優 ※学校賞

### 第85回 全国書画展

金賞 1年 猪谷 優介 5年 前田 夏月 5年 福元 優  
銀賞 3年 大工園隼翔 5年 田代 敦大

## 校内人権週間の取組

桜山小では、毎年、12月の第1週に校内人権週間を設定し、みんなで人権について学習する取組を行っています。子どもたちが標語を考えたり、学級でふだんの学校生活を振り返らせることで人権について意識させたりといったことに取り組みました。

9日(土)には、講師に高崎 恵さんを迎え、男女共同参画「学びの広場」という学習会を開き、全校で人権について学習をしました。学習後、子どもたちの感想に、「みんなそれぞれちがうけど(みんながかいた絵は)きれいでした」というものがありました。まさに、人権の根本を言い当てる感想だと感心しました。

私たち桜山小職員も、年間を通じて人権について研修をしています。合言葉は、「Mom」(モム)です。M(見つめる)→o(思いをめぐらす)→m(向き合う)です。子どもたちのありのままを「見つめ」、気になった子どもの背景に「思いをめぐらし」、見えてきた課題と「向き合う」。いつも心にとめて日々の教育活動を行っています。

さて、毎週火曜日は、「教育相談日」です。何か相談をしたいことがあれば、お気軽にご相談ください。

### 12月行事予定

13日(水)	地震体験車による防災出前授業(5・6年)
14日(木)	租税教室(6年生)
21日(木)	2学期給食終了
22日(金)	終業式
28日(木)	仕事納め



### 1月行事予定

3日(水)	枕崎市成人式
4日(木)	仕事始め
9日(火)	始業式、給食開始、集団下校
10日(水)	生活リズム調査 給食指導強調週間
15日(月)	ベルマーク週間
17日(水)	鹿児島学習定着度調査(～18日)
18日(木)	B校時 桜咲く交流会(桜山小)
19日(金)	P.T.A.常任委員会
20日(土)	「勉学の道」歩こう会
31日(水)	桜山中学校体験入学(6年生)



※裏面もご覧ください。

